

2020

9

KAWASAKI

川崎南法人会だより



B.LEAGUE 2019-20 祝 中地区優勝

CONGRATULATION

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<http://www.km-hojinkai.or.jp>

- 川崎南税務署長あいさつ… 2
- 川崎南税務署の人事異動… 3
- 令和3年度税制改正要望事項… 4
- 新しい仲間PRコーナー… 7
- コラム… 8
- 法律相談… 9
- 健康クリニック… 10
- 新入会員のご紹介・主要行事予定… 11

着任の御挨拶



川崎南税務署長
前田 雅 庸

青森県出身

初秋の候、公益社団法人川崎南法人会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、川崎南税務署長を拝命した前田でございます。前任の福尾署長同様にご厚誼を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

梶川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「良き経営者を目指すものの団体」として、税に関する様々な研修会の開催をはじめ、次世代を担う児童を対象とした租税教室や絵はがきコンクールの開催等を通じて、正しい税知識の普及や納税道義の高揚に取り組まれております。

また、公益社団法人として、米海軍第7艦隊音楽隊コンサートの開催やかわさき市民祭り等での税に関する啓発活動などを通じ、地域社会の活性化にも大きな役割を果たされ、幅広く活発な会活動を展開されております。

長年にわたる、貴会の役員及び会員の皆様方並びに事務局のご尽力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

さて、私ども国税組織に課された使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、より便利に、よりスムーズに申告や納税ができる納税環境の整備を進めていくことが重要であると考えております。

税務行政を取り巻く環境が大きく変化しており、とりわけ、新型コロナウイルスへの対応が大きな課題であることから、スマートフォンを利用した確定申告など、e-Taxの更なる利用拡大に努めるほか、納税者の皆様の状況に寄り添いながら職責を果たす所存でございます。

貴会とは従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、今後とも、税務に対する良きパートナーとして共に歩んでまいりたいと考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心からお祈り申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



法人担当副署長
百 武 誠

長崎県出身
この度の異動で、札幌国税局から参りました。会の皆様方には常日頃から大変お世話になっております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

メンバー紹介



法人課税第1 統括官
恩 田 晃

神奈川県出身
この度の異動で王子署から参りました。法人会のさらなる発展のために、少しでもお役にたきたいと思っております。よろしくお願いいたします。



法人課税第2 統括官
戸 羽 栄

岩手県出身
2年目になりました。源泉部会を担当いたします。会員の皆様引き続きよろしくお願いいたします。



法人課税第1 審理上席
日 浦 雄 大

北海道出身
この度の異動で局査察部から参りました。各種研修などを通じ、情報発信をさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。



法人課税第2 審理上席
池 野 公 朗

北海道出身
今事務年度も引き続きよろしくお願ひします。源泉部会の研修会は、ニーズに沿ってかつさらに充実させていければと思います。

川崎南税務署幹部人事異動

(令和2年7月10日付)

職名	異動後幹部		異動前幹部	
	氏名	前任署	氏名	異動先
署長	前田 雅庸 マエダ マサノブ	仙台局 本荘 署長	福尾八十美	税大 総務 課長
副署長(法担)筆頭	百武 誠 ヒヤクタク マコト	札幌局 調査査察 統査官	川崎 弘之	東京地裁へ出向
副署長(総担)	海藤 宏文 カイトウ ヒロフミ	千葉西 副署長	清水 仁志	金沢局 総務部 税監官
特別調査官(法)	仲村 博之 ナカムラ ヒロユキ	留任	仲村 博之	
総務課長	児玉 恵子 コダマ ケイコ	留任	児玉 恵子	
管運第1統括官	森永 清則 モリナガ キヨノリ	銚子 管運1 統括官	福島 将一	横浜中 管運1 統括官
管運第2統括官	宮沢 修二 ミヤザワ シュウジ	留任	宮沢 修二	
管運第3統括官	廣瀬 和仁 ヒロセ カズヒト	留任	廣瀬 和仁	
連絡調整官(管運)	稲森耕太郎 イナモリコウタロウ	横須賀 徴収1 総上席	大盛 敬樹	立川 納専(局併任)
徴収第1統括官	竹内淳一郎 タケウチジュンイチロウ	神田 特徴官 特徴官	宮内 浩志	横須賀 徴収1 統括官
徴収第2統括官	田中 聡 タナカ サトシ	留任	田中 聡	
個人第1統括官	河野 宏章 カワノ ヒロアキ	柏 個人1 統括官	佐々木研二	八王子 個人1 統括官
個人第2統括官	竹村 篤彦 タケムラ アツヒコ	厚木 個人2 統括官	竹内 誠	川崎西 個人1 統括官
個人第3統括官	大石 和之 オオイシ カズユキ	留任	大石 和之	
個人第4統括官	藤崎 正文 フジサキ マサフミ	留任	藤崎 正文	
資産統括官	木田 育男 キダ ヤスオ	横須賀 資産2 統括官	納 幸喜	平塚 資産1 統括官
特別調査官(法)	片山 誠仁 カタヤマ セイジ	留任	片山 誠仁	
法人第1統括官	恩田 晃 オンダ コウ	王子 法人1 統括官	村上 一義	葛飾 法特 法特官
法人第2統括官	戸羽 栄 トバ サカエ	留任	戸羽 栄	
法人第3統括官	岩崎 直樹 イワサキ ナオキ	蒲田 法人3 統括官	宮村 辰雄	神奈川 法人4 統括官
法人第4統括官	根岸 康彦 ネギシ ヤスヒコ	小田原 法人5 統括官	斗賀 信一	退官
法人第5統括官	鈴木 裕康 スズキ ヒロヤス	本郷 法人4 統括官	加藤 学	総務部 厚生課 専門官
法人第6統括官	幾世橋亨明 キヨハシ タカアキ	神田 法人1 上席	藤澤 直子	課二 統括(間接) 総主査
審理専門官(法人)	椎野 芳孝 シノ ヨシタカ	京橋 審専 審専官	武田 肇	川崎北 審専 審専官
連絡調整官(法人)	上野大二郎 ウエノダイジロウ	麻布 総務 補佐	塚谷 博史	税大 東研 教育官
課長補佐	福永 亮 フクナガ リョウ	武蔵野 総務 補佐	長谷川悦子	川崎北 総務 補佐
総務係長	小川 和晃 オガワ カズアキ	調二 統調官 調査官	菅野 祐典	雪谷 総務 総長
会計係長	酒井 快哲 サイカイ ヨシノリ	留任	酒井 快哲	



電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー





法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

令和3年度 税制改正要望事項

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

〈はじめに〉

昨年末から広がった新型コロナウイルス感染症は世界各国に拡大し、多くの死者・感染者を出し、社会生活に甚大な被害をもたらしている。未だ世界では増え続ける中でも、日本は収束に向かってはいるが、第二波の兆候が見られることもあり予断は許さない状況である。その中でも社会生活、経済活動は徐々に戻りつつあるとはいえ、緊急事態宣言や自粛等による数か月間の閉鎖や縮小で中小企業は限界にきており、事業の継続に影響が及んでいる。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

感染症が収束していく中で、日本経済の回復に向けた施策に主眼を置きながら、引き続き、これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の財政は、社会保障関係費の増大等を背景に財政健全化に向けた道筋が極めて不透明である。全ての団塊世代の人が75歳以上の後期高齢者となる2025年度以降は社会保障費の一層の増加は明らかである。2025年度までには2020年度から先送りされた基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の実現が必要である。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済状況の悪化を考慮し、国会議員の歳費を2割削減する改正歳費法が成立したが、引き続き目標と具体策を策定し、歳出改革を断行することが急務である。

特に社会保障制度についての抜本的な改革が不可欠である。構造改革を行い社会保障関係費の伸びを抑制しなければならない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。社会保障制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行う必要がある。

- (1) 年金制度については、将来世代が安心できる持続可能な制度にするためにも、給付と負担の見直しが必要である。また、高齢者の就労意欲を削がないよう受給開始年齢の引き上げも考慮する必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措置を進めていくべきである。
- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、受給条件や水準を見直すとともに不正受給防止に努める。また、受給者の自立支援も併せて行う。
- (5) 少子化対策については、企業任せでなく、子どもは社会全体で育てるという制度として、出産や育児のサポートをしていくべきである。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。国、地方の議員及び職員の定数削減と機構のスリム化によるコスト削減、特殊法人の整理による支出削減を徹底し、小さな政府を望む。民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図り、無駄を徹底的に排除すると共に、歳出の使途を明確化し情報公開を実施する。そして、我々国民は国政を厳しくチェックする役割を、今まで以上に果たすべきである。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

令和元年10月の消費税改正に合わせて軽減税率が実施された。軽減税率制度は軽減対象品目の判定が難しく、納税者の事務負担や現場での混乱が生じている。また、事業者は設備投資等の負担もあり、執行コストが高くならざるを得ない。したがって、単一税制にすべきである。

また、令和5年10月から導入予定のインボイス方式（適格請求書等保存方式）は、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が仕入税額控除の要件としているが、適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請、

登録した課税事業者に限られている。免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除ができないため、免税事業者が取引から排除されるおそれがある。中小・零細企業への影響を含めて検討すべきである。

5. マイナンバー制度 等

マイナンバーは運用開始しているにもかかわらず、国民や事業者が正しく理解がされていない。そのため、令和2年4月段階で普及率は16%程度しかない。令和3年3月よりマイナンバーカードが健康保険証としての利用が開始されることで普及が促進されていくと考えられるが、更なる周知に取り組んでいく必要がある。

但し、運用に当たっては個人情報の流出等に対する防衛措置を徹底するのは前提である。

また、マイナンバーの利便性向上等を一層進めていくことが重要である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率のあり方

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられたことは評価するところではあるが、今や20%台前半が主流となりつつある欧州やアジア主要国と比較して、依然として大きく遅れている。こうした国際的な流れを踏まえ、欧州やアジア主要国並の法人実効税率20%台前半への更なる引き下げを要望する。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

平成31年度税制改正において中小法人に適用される軽減税率の特例15%の適用期限が2年延長されたことは評価するが、時限措置ではなく本則化するよう求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を1,600万円程度に引き上げることを要望する。

3. 事業承継税制の拡充 等

平成30年度税制改正で、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度について、事業承継税制の特例が創設され、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、10年間の抜本的改革が行われたことは評価するが、中小企業がより円滑な事業承継を行うためには、まだ不十分であることから、さらなる見直しで、本格的な事業承継税制の創設を求める。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

景気の基盤は依然としてぜい弱なままであり、さらには地方の中小企業等にとっては、未だ景気の回復を実感できるレベルには無いことから、地方に目を向け、地方からの景気回復を目指した施策の充実を図る。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようだが、納税者が関わりのない自治体に納税することは本来の目的とは異なる。返礼品という制度ばかり注目されている現状も含め制度の見直しが必要である。

2. 財政・行政の効率化 等

地方行財政改革のためには、国と地方の役割分担を明確にした上で権限を委譲し、地方も広域行政による効率化を図り、地方の自主決定により地域特性を活かした経済発展を目指すべきである。また、単年度会計を改め複式簿記導入による行政コスト計算結果公表など予算の無駄を発見しやすくするための財政改革に取り組むべきである。

行政は民間を活用し、外部委託を増やすことで行政のスリム化を図るべきである。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

役員給与は原則損金算入とすべきで、現行制度では取扱いが限定されており、特に報酬等の改正には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すことを求める。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

多様な働き方を見据えて、いわゆるフリーランスの人達を支援するために給与所得控除、基礎控除の改正がなされたが基礎控除の大幅な拡充は広く、薄く税を徴収する事に対しては逆行する。また給与生活者以外への所得補足の強化が当然必要で、そうでなければ給与所得者の不公平感が増大する。

2. 各種控除制度の見直し 等

2018年度税制改正で「配偶者控除限度額」が150万円以下に引き上げられたが、「社会保険扶養適用外基準」は130万円のみである。また、一方で住民税が発生する「100万円の壁」も存在するため、被雇用者は、各々が選択した所得範囲内で働くことになる。中小事業者にとって働き手の確保が難しい中で、このことは深刻な問題である。全ての基準を所得税の配偶者控除適用所得額と同額の150万円まで引き上げることを求める。

また、現在、扶養控除の金額は第1子、第2子とも変わらないが、第1子よりも第2子、第2子よりも第3子の控除額を増額し、控除できない場合は給付を行うことで、税制面から子育て世代を応援する扶養控除制度の確立を主張する。

III. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

相続税は、基礎控除額の引下げにより、わが国の相続税負担感が増している。基礎控除額を改正前に戻すよう要望する。

贈与税については、これ以上の課税強化は行うべきでなく、経済活性化の為に贈与税の基礎控除金額110万円を拡大すべきである。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地方の自主財源として大きな比重を占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われているが、居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に、商業地等の宅地の評価はより収益性を考慮した評価方法を取り、軽減の方向で見直すべきである。

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せないばかりか、我が国のものづくりに関わる産業の負担を高めていると同時に、負担が製造業など特定業界に偏在する不公平な税制であるため、償却資産に対する固定資産税は廃止することを求める。

<その他>

I. 震災復興等

震災復興税制については効率的に消費し、可能な限り早期に復興措置を達成し、特別徴収の解除を実現するべきである。また、同時に防災、減災対策の推進は、税制上の優遇措置も含めて国が総括的に支援していくことが求められる。

II. 租税教育

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税教育の取り上げ方は極めて低く、我が国における租税の意義を理解させるには、十分な内容とはなっていない。加えて、これを教育する側の地方公務員を中心とする教育関係者の租税に関する認識も極めて不十分な状況にある。

納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育むため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

III. 印紙税

電子取引が一般化してペーパーレス化が著しく進展する中で、紙媒体の取引のみに課税する印紙税は、課税の公平性を阻害するだけでなく、契約内容により印紙税の対象になる取引、対象にならない取引の区分けが難しい上、消費税との二重課税の問題もある。合理性を失っているため、即刻廃止すべきである。



* 右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますかな？（答えは9頁にあります）

7つの
間違い探し

【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう） イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアクサイバー」（グラフィック社刊）。

朝吉亭 Chou Kichi Tei

代表 仲村朝信

住所：川崎市幸区小向西町3-56-1 ペアライフ1F

TEL：044-556-6367 FAX：044-272-8486

定休日：月曜日 OPEN：17：30～2：00（土・日・祭日 営業時間17：30～24：00迄）

ステーキから沖縄料理まで料理はみんな美味しいです

基本、鉄板焼なのですが、マスターが沖縄出身なので、トウフヨウ、海ぶどう、チャンプル、ソーキソバ・焼きそばなど種類豊富。

ステーキやピザ、パスタの種類もあり、グラタン、カルパッチョ、オムライスなど、料理の幅は大変広く、全てが美味しいです。

常連客も多く飲み屋としても使えますが、家族連れでも美味しく頂ける食堂です。



新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

しょうたろう動物病院

しょうたろう動物病院
SHOTARO PET CLINIC

大橋 将太郎

住所：川崎市川崎区渡田東町19-5 ホームページ：<http://shotaro-pc.com/>

TEL/FAX：044-366-1281 病院前にカースペース（2台）完備

●診療時間 月・火・水・金【午前】9：00～12：00

【午後】16：00～19：00

土・日祝 9：00～16：00

●休診日 木曜日

●診療方針

近年、伴侶動物としてのペット達の寿命も延びています。これには、飼いさんのペット達への病気の予防と健康管理が大切です。

しかし、動物達は言葉を話すことができません。私達はできるだけ動物との距離を縮め、動物の立場に立った上で、飼い主さんの意見を十分に尊重してゆきたいと思います。

私達の方から一方的に治療法を提案するのではなく、様々な方法、可能性を飼い主さんに説明させていただき、納得された上であらためて話し合い、治療法を決めてゆきたいと考えています。



●診療対象

【ワンちゃん・ネコちゃん】

当院は、イヌ・ネコの専門病院です。

新型コロナウイルスの影響が長期化しそうだ。業種や企業によっては、在宅勤務やリモートワークが日常化し、健康面の自己管理がより重要になろう。企業はコロナ第二波や新興ウイルスに備えて「睡眠の質」の改善を支援し、社員の免疫力を高めておきたい。

今や日本人の5人に1人は寝付きにくい、眠りが浅い、早朝覚醒などの悩みを抱えているといわれる。在宅勤務では昼夜逆転など睡眠時間に乱れが生じやすい。また在宅勤務から在社勤務への切り替え時に、環境急変によるストレスから不眠症になるケースもある。

社員の「睡眠の質」を改善させる取り組みが、生産性や労働安全のみならず、感染症対策や心の健康の視点からも重要性を増している。先進的な企業では睡眠健康指導士を招いて研修を実施したり、腕時計型の睡眠センサーを導入して社員がスマホで自己管理したりするところもある。

中小企業でもできることがある。住宅リフォーム業のOKUTA（さいたま市）では、社員が就業時間中にオフィスのデスクや社用車で15～20分ほど仮眠をとれる「パワernaップ制度」が定着している。会長の奥田イサム氏が大きな事故にあったのをきっかけに、健康や企業の持続性を大切に経営方針転換。その取り組みの一環として始めた。導入から8年がたち、作業効率の改善や居眠り運転の防止、創造力の発揮など、さまざまな効果が現れているという。

睡眠時間は多くの疾病リスクと密接に関わっている。厚生労働省の調査によると、疲労の蓄積度が「高い」または「非常に高い」と判定される人の割合は、睡眠時間が短くなるにつれて高くなる傾向がみられる。睡眠不足が続き“睡眠負債”が溜まると、肥満や糖尿病、高血圧症、ガンなど生活習慣病の危険因子になるとの研究報告もある。

筆者紹介

岡田直樹（おかだ・なおき）

1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・内閣府などの官庁を担当する。論説委員、論説委員長、日刊工業産業研究所長などを経て、現在、特別論説委員。埼玉県出身。

“睡眠負債”は免疫力を低下させ、感染症にかかりやすくなることも判明している。カリフォルニア大学の精神医学博士アリック・ブレイサー氏の研究論文によると、風邪をひく確率は、睡眠時間が5時間未満の人では4.50倍、5～6時間では4.24倍で、7時間睡眠をとった人より高い確率を示している。

多くの読者はご存じないかもしれないが、9月3日は睡眠健康推進機構（東京都文京区）が定めた秋の「睡眠の日」。「ぐっすり」の語呂合わせになっている。機構では世界睡眠医学協会の「世界睡眠デー」にちなみ、3月18日を春の「睡眠の日」に定め、それぞれ前後1週間を睡眠健康週間とし、睡眠に関する知識の普及や啓発の活動を行っている。

『「寝てない自慢」「食べてない自慢」「忙しい自慢」。日本人が好む職場での自慢話―』。かつてツイッターにこんなつぶやきがあり反響を呼んだ。「睡眠の日」が浸透しにくいのは「睡眠の質」とともに「労働の質」を軽視してきたせいもあるのではないか。

「寝てない自慢」に違和感を持たない組織では、創発や効率改善の取り組みは生まれにくい。在宅勤務など社外で働く機会が増えれば、健康面の自己管理ができて着実に成果をあげられる人材がより評価される時代になろう。コロナ禍による経済危機は、ポジティブに捉えれば働き方改革を加速し、人材評価のモノサシを見直す奇貨ともいえる。急激な経営環境の変化にも、しなやかに対応できるよう、組織の「免疫力」も高めておきたい。



身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

8月10日現在において、新型コロナウイルスの感染拡大防止による緊急事態宣言が解除されていますが、新型コロナウイルスの感染者が増大した場合などには再び緊急事態宣言が発令される可能性もあります。

このような状況のもと、様々な法律相談が出てきている状況にありますが、今回は、新型コロナウイルスにまつわる身近な法律相談（消費者問題）について、検討していきたいと思います。

Q₁ 新型コロナウイルスによる影響により、スポーツジムが一時的に閉鎖しました。支払済みの会費は返金されるのでしょうか。

A₁ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対策として、いわゆる「3密」を回避すべきとされました。つまり、窓がなかったり換気ができなかったり（密閉）、人が沢山集まったり、少人数でも近い距離で集まったり（密集）、互いに手が届く距離で会話や発声、運動などをする（密接）場所は回避すべきとされました。新型コロナウイルス感染拡大の状況において、スポーツジムはいわゆる「3密」の場所に該当し、閉鎖されるのが望ましいとされていました。その際のジムの閉鎖は不可抗力によるものであり、ジム閉鎖中の会費を既に支払った会員は返金を求めることができるものと考えられます。

その理由は次のとおりです。①ジムとの契約にジム閉鎖時の返金に関する規約がない場合、2020年4月1日より前の契約であれば、改正前の民法第536条1項により、会費支払義務は消滅し、支払済の会費は不当利得返還請求として、返金請求ができるものと考えられます。2020年4月1日以降の契約であれば、改正民法第536条1項により、会員は履行を拒絶する権利を有することになり、契約を解除すれば、不当利得返還請求として、支払済の会費の返還請求ができるものと考えられます。②ジム閉鎖時の返金に関する規約がある場合で、返金するとの規約がある場合は有効であり、支払済の会費は返金されるので問題は少ないと思われませんが、一切返金しない旨の規約がある場合は、その規約が消費者である会員の権利を制限し、義務を加重するものとして、消費者契約法第10条により無効になり、ジム閉鎖時以降の支払済の会費の返還請求ができるものと考えられます。

Q₂ 結婚式場での結婚式を予定していたところ、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から結婚式をキャンセルすることにしました。直前のキャンセルであったので、式場からキャンセル料の請求が来ました。キャンセル料は支払わなければなりませんか。

A₂ 事案によっては、キャンセル料は支払わなくてもよい可能性があります。式場の契約などに「お客様の解約」等のタイトルでキャンセル料の規定がある場合があります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、結婚式の開催が社会通念上、履行不能と評価できる状況であれば、その際の結婚式のキャンセルは、不可抗力による解約といえ、結婚式を申し込んだ側からの事情（例えば、新郎新婦の都合による解約）による解約とは事情を異にして、「お客様の解約」等の規定は適用されないと考えることができます。

Q₃ 上記の場合で、結婚式場での代金について、支払わなければなりませんか。

A₃ 2020年4月1日施行の改正民法第536条1項の規定によれば、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって、債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる」としており、物理的に結婚式の開催が可能であっても新型コロナウイルス感染拡大の状況において、結婚式の開催が社会通念上、履行不能と評価できるのであれば、法的には、社会通念上、双方に帰責性のない履行不能の状態にあると考えられ、消費者としては、代金の支払いを拒むことが可能と考えられます。

なお、式場が既に負担した実費相当額は消費者が負担しなければならないと考えられます。

逆流性食道炎の外科的治療

～薬を飲んでも良くなると悩んでいませんか？～

川崎幸病院

外科 / 外科医長

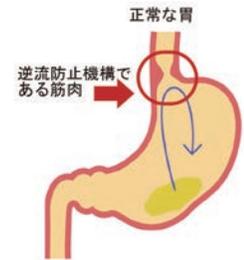
網木 学 (あみき まなぶ)



逆流性食道炎とは

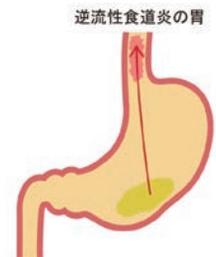
逆流性食道炎とは、胃の内容物が食道に逆流することにより、胸焼けなどの症状を起こす病気です。主な原因として、食道と胃のつなぎめの機能低下が挙げられます。

通常は、食道の下部が逆流を防ぐ役割を果たしているのですが、この機能が弱まると胃内容物が食道へ逆流し、様々な症状を引き起こします。これまでは高齢者の病気と考えられていましたが、最近では若い人にも多いことが分かってきています。



逆流性食道炎の症状

- ・ 胸焼け
- ・ 呑酸 (どんさん)※ 口の中へ胃内容物が逆流することにより、苦みや酸っぱみを感じる症状
- ・ 喉の痛み
- ・ 咳

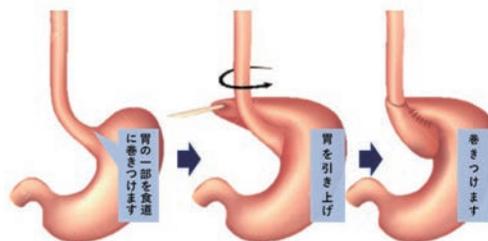


逆流性食道炎の治療

逆流性食道炎の治療は、薬による治療が基本です。薬で胃酸を中和する治療で多くの場合は改善しますが、十分な効果が得られない場合は外科的治療を行います。

外科的治療法

胃を正常な位置に引き戻し、食道へ巻きつける手術を行うことにより逆流を防止します (噴門形成術)。腹部に5-12mm程度の孔を5ヶ所開け、腹腔鏡を用いて手術を行うため傷はあまり目立たなく痛みも非常に少ないです。また入院期間も5日間と短くすみませす。すべての逆流性食道炎に有効な手段というわけではありませんが、重症の患者様に対しては非常に有効な治療方法です。なお、手術適応については内視鏡やバリウム検査などを行い、慎重に検討させていただきます。



治療に関する
疑問・相談
(無料)



診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

第二川崎幸クリニック

受診予約 ☎ 044-511-2111

電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土曜 8:00～17:00 日曜 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00



YouTube で医師による
治療法についての動画を公開中です

新入会員のご紹介

(令和2年 6月1日～7月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
東1	ホームクリーニング㈱	菱沼裕子	旭町1-19-7	清掃業	AIG損害保険㈱
幸2	Connection4Biz㈱	森本寛	小向西町3-56-1 グランツ501	コンピューターソフトウェアの開発 他	(有)大仁
中央	㈱環科研	田中哲也	池田1-2-16-210	除菌消臭剤、発毛育毛剤の開発 他	事務局
賛助会員	仲村朝信 (洋食レストラン朝吉亭)				(有)海苔の鈴舟

川崎南法人会 主要事業予定

(コロナウイルスの影響により予定が変更になる場合がありますのでお問い合わせください)

9月

2日水・3日木

●生活習慣病健康診断

会場：川崎市産業振興会館
時間：9：30～11：00

8日火

●第3回 広報委員会

会場：川崎市教育文化会館
時間：11：00～12：00

4日金

●第2回 総務委員会

会場：川崎市教育文化会館
時間：11：00～12：00

9日水

●第2回 理事会

会場：川崎建設会館
時間：14：00～15：00



関係民間団体長会議を開催致しました

於：川崎南税務署 7月1日

川崎南税務署と川崎南法人会、川崎青色申告会、川崎南納税貯蓄組合総連合会、川崎南間税会、川崎小売酒販組合、東京地方税理士会の各団体長が集まり第6回関係民間団体長会を川崎南税務署会議室にて開催致しました。今回の会議は、新型コロナウイルス感染症対策として三密を避けての開催となりました。



● 税務無料相談 ●

相談日

毎週火曜日 午後1時～3時
9月の相談日／ 1日(火)、8日(火)、15日(火)、29日(火)
10月の相談日／ 6日(火)、13日(火)、20日(火)、27日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相談日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場所

横浜総合法律事務所
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎ 044-233-4852)

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

 法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#) 🔍